平成２２年（フ）第３８２号
宮崎市大字新名爪1387番地４
破産者　有限会社高橋部品商会
１　決定年月日　平成23年11月２日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
宮崎地方裁判所破産係

平成２０年（フ）第１１号
鹿児島県鹿児島市黒神町2587番地43
破産者　桜島漁業生産組合
１　決定年月日　平成23年11月２日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２３年（フ）第３９１号
大阪府岸和田市田治米町102番地の１
破産者　株式会社ティー・エス・ケイ
１　破産債権の届出期間　平成23年12月１日まで
２　一般調査期日　平成24年２月28日午後１時30分
平成23年11月１日
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第３６６５号
大阪市中央区東高麗橋１番26号
破産者　ヤギ電工株式会社
１　破産債権の届出期間　平成23年12月２日まで
２　一般調査期日　平成24年１月19日午後４時
平成23年11月２日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１６０号
大阪府泉南市信達市場116番地の476
破産者　嶋﨑　昭雄
１　破産債権の届出期間　平成23年12月２日まで
２　一般調査期日　平成24年２月７日午後１時30分
平成23年11月２日
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第３８５号
大阪府和泉市青葉台２丁目16番６号
破産者　今井　渉宏
１　破産債権の届出期間　平成23年12月２日まで
２　一般調査期日　平成24年２月７日午後１時30分
平成23年11月２日
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第１９６号
熊本市兎谷２丁目２番８号
破産者　今林　　勝
１　破産債権の届出期間　平成23年12月２日まで
２　一般調査期日　平成24年２月１日午前10時
平成23年11月２日
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第４６４号
大阪府岸和田市土生町2132番地の１　マンション新川1008号、開始決定時の住所奈良県大和高田市礒野南町４番21号、前住所奈良県大和高田市礒野町15番23号
破産者　田中　一美
１　破産債権の届出期間　平成23年12月12日まで
２　一般調査期日　平成24年１月23日午前10時30分
平成23年10月28日
奈良地方裁判所葛城支部破産係

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

平成２３年（フ）第４８号
山口県周南市日地町５番３号
破産者　近藤　清人
異議申述期間　平成23年12月５日まで
平成23年11月２日　山口地方裁判所周南支部

平成２２年（フ）第３０６号
熊本県玉名市伊倉北方1879番地１
破産者　有限会社築山工業
異議申述期間　平成23年12月22日まで
平成23年11月１日
熊本地方裁判所民事第１部

特別清算終結

平成２３年（ヒ）第３号
三重県志摩市阿児町鵜方4825番地
清算株式会社　藤株式会社
１　決定年月日　平成23年11月１日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
津地方裁判所伊勢支部

船主責任制限手続開始

次の船舶所有者等責任制限事件について、以下のとおり責任制限手続を開始した。申立人に対する制限債権を有する者は、その債権を６記載の届出期間内に届け出なければならない。

平成２３年（船）第１号
パナマ共和国パナマ市アーバニザシオン・マルベラ53イー・ストリート　エヌエムジータワー16階
申立人　オーシャン・クリエイト・エス・エイ
１　決定年月日時　平成23年10月28日午後５時
２　主文　下記⑴の船舶に係る下記⑵の事故から生じた物の損害に基づく債権について、責任制限手続を開始する。
記
⑴　船舶の表示
船舶の名称　オーシャン・フレイバー号
船質　鋼
総トン数　7727トン
船籍港　パナマ
⑵　事故の内容
発生日時　平成23年８月２日09時16分ころ
発生場所　タイ王国サイアム・シーポート港内
事故の態様　⑴の船舶は、鋼鉄製品7442.259トンを積載して、タイ王国のサイアム・シーポート港へ向けて航行していたが、上記事故発生日時ころ、サイアム・シーポート港へ入港するためタイ王国の強制パイロット（水先人）乗船・指揮のもと航行中、速力の出し過ぎにより、⑴の船舶の船首部が、同港岸壁に接岸して荷揚げ作業中の汽船ユニゾン・ヴィガー号の１番船倉右舷側に衝突した。
３　供託命令に基づき供託された金額の総額
329万0800単位（１単位は国際通貨基金協定第３条第１項に規定する特別引出権による１特別引出権に相当する金額）及びこれに対する平成23年８月２日から平成23年10月20日まで年６パーセントの割合により算定した金員
４　管理人
岡山市北区中山下１丁目５番32号　梅田ビル２階　岡本国際法律事務所　弁護士　岡本　健二
５　申立人と事故にかかる船舶との関係
申立人　２の⑴の船舶の所有者
６　制限債権の届出期間　平成24年２月28日まで
７　制限債権の調査期日　平成24年４月27日午後２時
岡山地方裁判所第３民事部

監督命令

平成２３年（再）第５号
神戸市垂水区塩屋町２丁目５番11号
再生債務者　竹原　茂樹
１　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
２　監督委員　神戸市中央区江戸町98番地１東町・江戸町ビル５階　弁護士法人神戸シティ法律事務所　弁護士　石橋　伸子
平成23年10月28日
神戸地方裁判所第３民事部

再生手続開始

平成２３年（再）第３号
静岡県浜松市北区細江町中川7172番地2418、商業登記簿上の主たる事務所愛知県豊橋市下地町長池73番地
再生債務者　医療法人暢生堂
１　決定年月日時　平成23年10月31日午後５時
２　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成23年12月２日まで
４　再生債権の一般調査期間　平成24年１月11日から平成24年１月18日まで
静岡地方裁判所浜松支部民事部破産係

再生手続終結

平成２０年（再）第１号
新潟県阿賀野市福井539番地
再生債務者　株式会社石栗組
１　主文　本件再生手続を終結する。
２　理由の要旨　再生計画認可の決定が確定した後３年が経過した。
平成23年11月１日
新潟地方裁判所新発田支部